

2621.

CZ
1113
53-06

名 兩
附 假

明治十二年八月

山梨縣布達之寫

やまがはのふだのうゑ

甲府常盤町四番地

又新社發兌

031405-025-3

CZ-1113-53-06

山梨縣布達之寫

又新社

M9-13

BBD-0778



特30
710
5-06

○本縣甲第百三十三號より百三十九號に至る

○太政官第廿九號より三十二號に至る

○大藏省甲第七十七號より八十三號に至る

○内務省甲第十一號

○内務省甲第十二號

○海軍省甲第壹號

○乙第九十七號より百壹號に至る

○本縣衛生報告第七號

兩假
名附
山梨縣布達比寫索引

明治十二年

○大藏省甲第七十七號
七月三十日 起業公債證書被盜取
本縣八月三日
一丁

○大藏省甲第七十八號
七月卅一日 金祿公債證書紛失
全八月六日
同丁

○大藏省甲第七十九號
七月卅一日 同斷紛失
全八月六日
同丁

○大藏省甲第八十號
八月二日 同斷紛失
全八日
二丁

○甲第三百三十三號
全八日 陸軍軍人結婚の後に男女子
出生死去れ節屈出れ件
同丁

○大藏省甲第八十一號
八月四日 金祿公債證書被盜取
全九日
同丁

布達之寫

○大藏省甲第八十二號 八月四日 同斷紛失の處發見 三丁
全九日

○太政官第二十九號 七月廿一日 檢疫停船規則 同丁
全八月十一日

○太政官第三十號 七月卅一日 同規則中正誤 十二丁
全八月十一日

○海軍省甲第一號 七月十九日 造船所定雇職工規則中改正 十四丁
全八月十一日

○大藏省甲第八十三號 八月六日 金祿公債證書遺失盜難 同丁
全十一日

○太政官第三十一號 八月七日 證券印稅規則中追加 十五丁
全十二日

○甲第三百三十四號 全十四日 静岡裁判所長歸縣事務取扱 十六丁

○甲第三百三十五號 全十八日 長野縣下に於て虎列刺病に 同丁
罹り候者の件

○太政官第三十二號 八月廿五日 虎列刺病豫防假規則更正 同丁
全廿八日

○甲第三百三十六號 全廿九日 神戸港出入蒸氣船吹笛規則 廿二丁

○甲第三百三十七號 全日 虎列刺病豫防蒸氣法噴瀉法施行同丁

○内務省甲第十一號 八月十一日 第二回内國勸業博覽會諸規則 廿三丁
全二十九日

○内務省甲第十二號 八月十八日 板權授與書目 四十丁
全三十日

○甲第三百三十八號 全三十日 同斷書目は郡役所へ頒布 同丁

○甲第三百三十九號 全日 虎列刺病感染人名 同丁

布達之寫

全 乙 號 の 索 引

- 乙第九十七號 全十四日 相摸伊豆國界測量の件 一丁
- 乙第九十八號 全十六日 大藏省爲換方第十國立銀行へ下命同丁
- 乙第九十九號 全廿二日 納稅切符記載方必得の件 同丁
- 乙第百號 全廿七日 山林原野地租新稅の件 同丁
- 乙第百壹號 全三十日 演劇其他興行見せ物等風俗を敗り候類は許可あらざるの件 二丁

本縣衛生報告第七號

- 大藏省甲第七十七號 七月三十日 本縣八月四日
起業公債證書無記名百圓第五號六一三四番壹枚同百圓第
五號六一三五番一枚近江國甲賀郡岩室村共有同五十圓第
三號六七四七番壹枚同村西出利兵衛所有同五拾圓第三號
六七四八番壹枚同村山口六兵衛所有
右本年七月七日該村役場に於て盜み取られ候旨届出候條
以後右の證書一切取引を爲すべからず且其所在を見聞れ
者は速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此
旨布達候事
- 大藏省甲第七十八號 七月三十一日 全八月六日

金祿公債證書

百圓 丙 八七七八

拾圓 丙 至參貳貳四

右は愛知縣士族羽山儀助所有の分本年五月二十一日紛失の旨及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第七十九號 七月三十一日 全八月六日

金祿公債證書拾圓丙な七參五九番壹枚右は島根縣士族岡村佐次郎所有の處紛失の旨本月一日届出候條以後右證書一切取引を爲す可からせ且其所在見聞の者は速かに管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第八拾號

八月二日 全八日

金祿公債證書

百圓 丙 七七七八 壹枚

拾圓 丙 五七七八 壹枚

右は山形縣士族今井半兵衛所有の分紛失れ旨及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○甲第百卅三號 同八日

陸軍々人結婚願の儀本年甲第百廿六號布達の趣も有之候處右結婚の後男女子出生或ひは死去候節も同様可爲届出旨其筋より照會有之候條右の類は前布達れ手續を以て無

遺漏可届出此旨布達候事

○大藏省甲第八拾壹號 八月四日 全九日

金祿公債證書

百圓	丁	五四八四	壹枚
五拾圓	丁	參六五五	壹枚
拾圓	丁	八〇壹八	壹枚

右は鹿兒島縣士族草野善藏所有に處本年六月廿一日被盜取候段届出候條以後右種類の證書一切取引を爲すべからず且其所在見聞れ者は速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第八拾貳號 八月四日 全九日

金祿公債證書

三百圓	丙	四五六	壹枚
百圓	丙	壹壹六五	壹枚
五拾圓	丙	六八〇	壹枚
拾圓	丙	七五五參 七五五四	貳枚

右は鹿兒島縣士族黒木卯架婆所有に分本年六月八日紛失の旨及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○太政官第貳拾九號

七月廿一日 全八月十一日

明治十二年(七月)第二拾八號布告海港虎列刺病傳染豫防規

則則冊の通り更正を檢疫停船規則と改稱候條此旨布告候事

檢疫停船規則

第一條

日本政府は虎列刺病を蔓延を防ぐため茲に左に掲ぐる規則を開港場に施行することを布告す而して更に其施行の停止を令する迄は之を實施するものとす

第二條

諸開港場に於ては中央衛生會の所決に依りて官吏及び至當の教育を受け能く職任に堪へべき日本又は外國醫士化

學士及び相當の助役を以て地方檢疫局を設置すべき而して其局員の數に其港入船の多寡に應じて増減あるべしと雖も檢疫一切の事務と速に整理するに差支なきを以て是れりとすべし
都て此地方檢疫局は中央衛生會の管轄に屬すべき

第三條

政府は檢疫停船規則を施行する各開港場に於て停船場を定め且虎列刺患者を容るべき病院並に該病の疑ある患者を容るべき病院を建設し且遺骸を處置すべき地消毒法を施行すべき場所並に停留せらるる人のため都て必需の

の具を備へたる屋舎を設置すべし

第四條

檢疫信號旗を掲げたる番船を各港口の近傍に置き各船入港の前検査のため之を停止し地方檢疫局の人員少くとも二名を派出して之を検査すべし但右局員内一名は必き醫士たるべし而も船長醫士或ひは船内の人は誰にても檢疫官吏の尋問に對し都て之に應答し又所定の式紙より事項を記入し其氏名を記したる明告書を出すべし船長の檢疫官吏の求めに應じ船内の各部を開き検査と受くべし但し船は航海中船客又は乗組人にて占居したるとき

き又は他の事故に依り病毒に感染したる恐れあるときは其検査を受くべし

檢疫官吏は該船の航海日記を査閲し乗組人及び船客は人名録を船内現在の人員と引合はしそのことを得べし

第五條

虎列刺病流行せざる港又は其疑なき港より來航する船の船長の明告書を以て該船有病の港又は其疑ある港に立寄らず又有病の船舶若くは其疑あるものと直ちに交通せず且航海中眞性虎列刺病又は疑似症をも船内に發せしむれば無き旨を證明して檢疫官吏と満足せむるときは該船は

直ちに入港することを得べき軍艦は其艦長又は醫官にて
記名せる書面を以て前條に趣を明告せる迄にて是をりど
そべき而て該艦は検査を経て入港するを得べしと雖も
若き右の書面を差出さざるときは検査俟船規則に従ふべ
し

第六條

船内に眞性虎列刺病若しくは疑似症に罹りたる者無しと雖
も有病の港又ハ其疑ある港より來るか又は其航海中直に
有病の船若しくは其疑あるものと交通したる船舶及び船内
の人員は其港より出帆の日又は有病若しくは其疑ある船と

交通の日より起算して七日の期満する迄は停留せしむべ
き但地方檢疫局に於て右の時間を短縮するとも差支なき
を認むるときは此限にあらざり七日の期該船來着の上又
は其前既に過ぎ去るときは消毒法を行ひて上速に船客の
上陸を許すべし
一般の積荷ハ消毒法を施すよ及ばず自餘の物品は檢疫官
更の見込を以て消毒法を行ひ或ひは行はざるべしと雖も
爛布古衣夜具は勿論其他檢疫官吏に於て殊に危険なりと
見込むものは消毒法を行ふべし
消毒法を行ひたる物品は速に陸揚することを得べきと雖

も消毒法を行はざる物品は停船の定期満る迄陸揚すべき
らす若し停船中眞性虎列刺及び疑似症を發せるときは其
船及び人員物品は都く第八條第九條に従ひ處置すべし

第七條

有病の港又は其疑ある港より來る軍艦は其艦長及び醫官
より書面を以て該艦來港前七日以内艦内の者有病の港に
上陸せしこと無く又は病毒感染を恐るゝ且航海中艦内に
眞性虎列刺病又は疑似症を發せしこと無き旨を明告する
とき之直に入港するを得べし右の書面を差出さざるとき
は該艦は檢疫停船規則に従はしむべし

第八條

船舶來港の上其艦内に眞性虎列刺病若くは疑似症を發す
る者あるときは檢疫官吏にて指示せたる停船場に移して
要用の消毒法を行ひ去日より起算して七日の間停船せし
むべし

船舶來港前病毒消滅せ而て檢疫官吏の満足すべき方法
を以て消毒法を施行せるときは地方檢疫局に於て至當と
すべき程停船の時間を短縮を得べし
消毒法施行後停船中眞性虎列刺病若くは疑似症を發する
者あるときは地方檢疫局は必要と考斷する消毒法を再び

施行を其施行の時より起算して尙三日間停船せしむべし
但し最初定めたる時限猶三日以上あるときは最初定めたる時限を達する迄停船せしむべし
患者及び死者の遺骸は第九條に従ひ處置すべし

第九條

前條に記するが如き船舶の來着するに方り其乗組の患者未だ癒へざるを其容体に依り之を避病院へ移し若し已に死して遺骸の處置未だ済まざるときは其爲めに設けたる塲所に於て火葬するか又は其關係ある者の望みよ任せて十分消毒法を行ひて後埋葬すべし

患者及び遺骸を船中より他に移したる後夜具衣類其他物品及び船内何色の部分にても病毒感染れ恐ある者は地方検疫局に於て指示せる如く十分に消毒法を施すべし而して消毒法を施す爲め要用の人と船中を取締るべき人との外都て船内の人員は其人の爲め特に設くる所の家屋に移し消毒法を行ふべし船内に残りたる人員は船内にて消毒法を受くるか又は交代して陸上にある適當の家屋に於て之を受くべし

第十條

有病の港或ひは其疑ある港より出帆途中の港を経るに

雖も其港に於て檢疫處置と受けざる船舶は直ちに有病れ
港又は其疑ある港より來るものと認め處置すべき

第十一條

郵便を運搬する諸船は着港の上速に其郵便物を陸揚する
ことを得べき而し政府は右の郵便物を陸揚配達のため
至當の方法を設くべし

第十二條

病院に入る患者は治療及び必要品を受くるを得べし
病院或ひは停泊の船内に在る患者を尋訪せんと欲する人
は地方檢疫局に於て定めたる方法に従ふべき

避病院に關係なきも醫業に達する醫士は患者又は其代
理人れ請に由て診察協議することを得べき
患者は醫士より退院を許す迄は病院を退去することを得
す

第十三條

船中に於て眞性虎列刺病若くは疑似症を發することある
時は停留せられたる人を船中に停め置くことを得べき又
は地方檢疫局に於て衛生上の見込より従ひ特に陸地に設け
ある避病院場所に移さるゝことあるべき

第十四條

檢疫停船規則施行の港に來着せる船舶に於て檢疫官吏之
を虎列刺の源因あらんと思考する疑似の病徴を發せる者
あるときは其患者は病院に別室に移し船は醫士に於て其
病症を審斷するに充分な時間を終る迄停留せしむべし但
其時間は四十八時に過ぐべからず而して地方檢疫局は醫
士の報告に依りて適當に該規則に方法を實施すべし

第十五條

有病の港又は其疑ある港を發し船用品或ひは荷物積込
爲めに途中檢疫所の設けある無病の一港に立寄たる船舶
の豫め檢疫官吏の検査を經且必要と認めたる消毒法を

行ひ船用品或は貨物を積入るゝ毎に地方檢疫局より指示
せる方法に従ふ可也

又該船内に眞性虎列刺病若くは疑似症を發したるときと
該船又は其乗込人及び物品を處置せるは第八條第九條に
準るべし但し該船内より上陸せる者あるときは他船にて
到着せたる人に行ふべき同一の處置を爲すべし

第十六條

船舶の検査は其來着後成るべく速に施行すべし若し來着
後十二時間を過ぎて検査をなさざる時は入港せるを得べ
し但し其遅延天氣惡きが爲めか又は避々難事事情あるが

爲めか又は船長若くは該船に關係ある人の所行或ひは詐
僞に出づるかればときは此限にわらず其場合に於てハ其
延えたるの事故終りたるとき検査を爲すべし

第十七條

地方検査局より指圖せたる消毒法は検査官吏之を施行せ
其船の士官及び船員之を補助せよ但消毒法は之を命ぜ
たる時より成るべく二十四時間に完了せ而て其入費は
船主又は其責ある者より辨償すべし

第十八條

検査停船規則を施行する港内に碇泊中船内ハ眞性虎列刺

病又は疑似症を發せたる船舶は直に第八條第九條ハ規則
に従ふべし

若くは其船既ハ本港に於て停留を経たるときは該船は再び
消毒法を施すに止り其在船の人ハ地方検査局ハ必要と
考斷せる處置に従はせむべし

第十九條

虎列刺病既に流行する港内に來着する船舶検査消毒法患
者及び死者の處置を爲すは前記の規則に従はせむべし
雖ども船及び人員停留の規則は休止すべし

第二十條

第六條第八條及び第九條に記する船舶の景狀地方検疫局に於て特に公衆の健康に危険なりと思慮し非常の處置を必要とせるときは此規則外に豫防の嚴制を施すことを得べし其場合より地方検疫局に直に中央衛生會に臨時の報告書を差出すべし而して右報告書の寫は請求に依りて地方検疫局より之を該船の船長船主又は其用達に付與せよ

第二十一條

検査中又は停留中の船舶又は停留人其寓所又は凡る何人を問はず地方検疫局の許可なくして往くことを許さず

第二十二條

前條の規則を施行するに就て其人に係る所の食料醫藥其他欠くべからざる費用は其本人又は代理人より辨償せよ

第二十三條

此規則に背き或ひは従ふことを拒む者は犯す毎に貳百圓以内の罰金と科せよ若し其船長船主若しくは其船の用途又は其各人若しくは一人の命令又は利益の爲め此規則に背き或ひは従ふことを拒むるときは毎犯罰金五百圓に至るまで増加せよとあるへし

此規則に就て拂ふべき費用を辨償せざるものあるときは民事の訴訟を以て之を要求せしむべし

但し罰金は科せざるべし

此規則を犯す停留場と脱去する者は(船又は人)罰金を科せしむべし

○太政官第三拾號

七月卅一日
全八月十一日

明治十二年(七月)第貳拾九號布告檢疫停船規則中左の通り
正誤候條此旨布告候事

檢疫停船規則

第二條 (諸開港場に於ては)の八字を刪し(中央衛生會)の下

(の所決に依りて)の七字を(にて決する處の開港場に)作る

第四條 (明告書を出すべし)を(明告書に調印して差出すべし)に作る

第五條 (明告書)に下へ(及其他の手續)に六字を加ふ
同第二項 (又は)の二字を(及)と作り(記名)を(調印)に作る

第七條 (艦内の者有病)に港の下(或は其疑ある港)の七字を加ふ

第八條第二項 (と)を(上)に作り(至當とす)と(可)とする
に作る

同第三項（考斷する）の下へ（程）れ字を加へ（再び）を（反復）に作る

第十一條（郵便を）の上に（定期）の二字を加へ（陸揚）を（運送）に作る

第十四條（適當に該規則の方法）の九字を（該規則の内其場合に適する條款）と作る

第十八條第二項は全文を（然りと雖も若し其船既に本邦に於て停留を経たる時は檢疫官は地方檢疫局にて必要と考斷する丈けれその消毒及び検査の方法を反復施行す可し）に作る

第十九條（規則に従はざる）は下へ（右を施行する爲め）の豫備は政府に於て爲すべし（の）二十一字を加ふ

○海軍省甲第壹號 七月十九日 全八月十一日

明治九年（四月）當省甲第貳號布達造船所定雇職工規則中第拾五條但書並に明治十一年（十一月）同甲第三號布達兵器局定雇職工規則中第十二條但書左の通り改正候條此旨布達候事

但職務の勉否技術の優劣に因り一ケ年に付拾五日以内の給額と以て適宜給與することあるべし而して年數計算方は入業れ月より退業迄の月數を以て通算すべし尤

布達之寫

百日以上引續さ休業する者の其日數を除去せし事

○大藏省甲第八十三號

八月六日
全十一日

金祿公債證書

愛知縣士族

貳拾五圓 丙 八壹三 壹枚 小林久太郎

拾圓 丙 八九五五 貳枚 同 名

右は客年十一月四日神奈川縣下横濱表に於て遺失

高知縣士族

三百圓 丙 六壹四貳 壹枚 前田勝衛

百圓 丙 五〇九七 壹枚 同 名

五拾圓 丙 五貳〇九 壹枚 同 名

貳拾五圓 丙 壹五貳四 壹枚 同 名

拾圓 丙 六九九八 貳枚 同 名

右は本年七月九日阿波國富田町自宅於て盜難

前書の通り届出候條以後右種類記名は證書一切取引を爲
そべからず且其所在見聞の者は速に管轄廳へ訴出管轄廳
よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○太政官第三十一號

八月七日
全十二日

明治七年(七月)第八十一號布告證券印稅規則中左の通り追
加來る十月一日より施行候條此旨布告候事

布達之寫

第貳則第壹條第貳類諸證書中諸品賣

買仕切書の傍へ左の但書追加

但し買仕切とは荷主より輸送又は輸送せんとする物品を問屋仲買又は其他に於て仕切り其價格等と荷主へ證明報告する書類を云ひ賣仕切とは荷主より他に物品を販賣又は輸送するに於て其物品賣却れ價格を荷主に向て證明報告する書類を云ふ

同則同條第三類諸證中追加

一銀行當坐預り金小切手

右の小切手は金高に係はらば總て壹錢の印税を徵收し大

藏省に於て税印と押捺するものとす

○甲第三百三十四號 全十四日

静岡裁判所長判事 中島錫胤 儀 暑中賜暇中 判事 吉岡弘 代理 致候處 本月十一日より事務取扱候旨 通知有之候條 此旨布

達候事

○甲第三百三十五號 全十八日

長野縣下信州上水内郡 ヨシ村に於て虎列刺病に罹り候者有之 本月十二日發病以來 同十四日に至るまで 患者二十人中 九人死亡候趣 電報有之 此際本縣下へ傳染の程も 難測候條 逐々布達候通り 各自豫防法一層注意可致 此旨布達候事

○太政官第三十二號

八月廿五日
全廿八日

明治十二年(六月)第二十三號布告虎列刺病豫防假規則別冊
に通り更正候條此旨布告候事

虎列刺病豫防假規則

第一條 醫師は虎列刺病を診察する時は成る可く速に患者所在の郡區吏町村吏或ひは警察署に通知し郡區吏町村吏或ひは警察署は速かに之を地方廳に届出べき

但醫師の通知は診察の後遅くとも二十四時間を過ぐ可らむ

第二條 地方長官は其管内に虎列刺病あるの報知を得る

時は先づ其流行地方に豫防方法を諭告し速に之を内務省に申報し且つ管内一般及び近隣の地方廳兵營等に報告を可ま

但地方長官は中央衛生會より附與する書式に照準て該病の性状を詳記し時々申報すべき

第三條 陸海軍兵營其他官省所轄の學校病院製作所等に於て虎列刺病患者あるときは該主長は速に該地方廳に報知す爾後其景況も時々報知す可し

第四條 内國郵便船其他諸船舶漁車製造所學塾等に於て虎列刺病患者あるときは速に該主長より其警察署或

ひは郡區吏町村吏に届出べし

第五條 地方長官は其病性の劇悪なるを認定するときは醫師衛生掛警察官吏郡區吏等より適當の人員を撰て之に檢疫委員を命て此規則を實施せしむべし

第六條 病性劇悪なるときは地方官に於て時々之を管内に告示せしむ土曜日には患者の新舊及び其總數治癒死亡と表に製せし内務省に申報すべし

但沿海船舶交通の地方廳へは別段通牒せし互に出入の船舶を檢査せし患者若くは死者あるときは相當の處分をなすべし

第七條 避病院は成丈け人家隔絶の場所に建設し其構造は極めて輕易を主とし輕症重症の患者を區別し且つ恢復期の患者を分隔せし其大小員數は適宜斟酌すべし且も病室は四疊に一人を置くを常とし多きも二疊一人に過ぐ可らず

第八條 避病院は黄色の布に(コレラ)の三字を黒記せたる標旗を建て其境界には制止標を立て嚴に外人の出入を絶つ可し且つ該院に需用する一切の物品は使了を定め之を辨せしめ其使丁と病室に入り又病室汚染の物品に觸るるを許さず

布達之寫

但病者の近親見舞の爲め避病院に入らんことを願ふものは其情實と樹量とを許可し其在院は時間ハ醫員の指圖に従ふ可也

第九條 檢疫委員と避病院の病者全快したる時之に全快の證書を與へ十分の消毒法を行ひたる後退院を許すべ也

第十條 虎列刺病患者は自家に在るも必ず其室を異にす可也其孤獨貧困にえて看病人を雇ふ能はざるも或は家人幼穉老衰にえて看識消毒法行届かざるも或は之學會製造場會社旅店等にありて他に親戚交友の引取

人なきもれ並に其他狹隘不潔の地に雜居えて豫防消毒法行届かず病毒の傳播を防ぎ難き明證あるものは必ず避病院に入らむ可し

但本條の患者に非ざるも入院を請ふものは他に故障を免ければ其意に任すことある可也

第十一條 虎列刺病者ある家は其病名を大書えて門戸に貼附せ治癒或は死亡の後と雖も一週間は不得止事故あるの外成べく他人と交通を謝絶すべ也

第十二條 虎列刺病流行の兆候あるときは地方官は管内各所に火葬埋葬場及び汚穢物焼却若くは埋藏の場所を

定め置き決えて他の便所下水芥溜田圃河木等に虎列刺病者の吐瀉物汚穢物を投棄せしむべからず
但吐瀉物汚穢物を埋藏するときは相當の消毒法を行ふ可也

第十三條 虎列刺病流行の勢益々盛なるときは地方長官に於て祭禮劇場等人民の群集せる事業を差止むることある可也

第十四條 虎列刺病流行の時に於て檢疫委員井泉園前並びに芥溜下水溝渠魚市屠場等總て病毒の媒介となるべき物件場所に注意し掃除清潔の方法を施行すべし

第十五條 虎列刺病者の死屍は豫め地方廳に於て定めたる場所に於て速に火葬或は埋葬すべし

但火葬またる遺骨は改葬するも妨げなくとも雖も埋葬は深く之を埋び決えて再び改葬するを許さず

第十六條 虎列刺病者の病室船室夜具衣服及び器具等の檢疫委員の指圖に従ひ必ず十分の消毒法を行ふべし然らざるば之を他人に用ゐる又は賣買するを許さず尤も夜具衣服甚多く汚穢またるもの及び直に吐瀉物に汚染またる疊等は之を燒棄すべし

但極貧の者には物品により檢疫委員に於て之を買上

げ焼却せよ之其重大なる物品は内務省に具状きて指
揮と請ふ可し

第十七條 虎列刺病者若くは死者を運搬せ或ひは病者若
くは屍體に觸れたる物品を贈與受用する等の事は檢疫
委員れ指圖に従ひ十分の消毒法を行ふの後にあらされ
ば之を許さず

第十八條 虎列刺病者若くは死者を運搬するには各地方
官に於て相當の手續を定め黄色の小旗(コレラ)の三字
を黒記えて之を掲げ世間公用の運送器を用ふるを許さ
せ且つ其運送は成るべく水路を以てするを良とす然

らざれを捷近にきて人行の稀ある所と撰ふべし又排泄
物或ひは病毒に汚染せたる器具衣服を消毒場或ひは焼
却場へ送るも同様れ手續に随ふべし

但急遽の際止むを得ず世間公用の運送器を用ゐたる
ときは其布帛の類は悉く焼棄せ其他は十分の消毒法
を行ふべし

第十九條 虎列刺病患者若くは死屍運搬の舟車駕釣臺等
は毎回必ず十分の消毒法を行ひ品に寄り流行終熄の後
之を焼棄せよ之

第二十條 陸海軍其他諸官省所屬のものゝ治療豫防は素

より該官省に於て相當の處置を爲すべしと雖も臨時府縣廳と協議し自他人民豫防の爲め便宜處分をすることあるべし

第廿一條 虎列刺病流行の際該地方廳に於ては成るべく各種消毒藥の價を一定し一般に購求し易からしむるの方法を設く可し

第廿二條 醫師診察の上其虎列刺病たるを知りて其通知を怠り二十四時間を過るものハ三拾圓以内の罰金を科すへし其故意に隠蔽したる者は百圓以内の罰金を科し並に一時醫業免狀を取上げ百日以内醫業を停止すること

とあるへし

○甲第百三十六號 全廿九日

兵庫縣下神戸港出入蒸氣船吹笛鳴鐘規則 本年三月甲第六十八號を以て及布達置候處右規則左の通り改定候旨同縣より通知有之候條爲心得此旨布達候事

神戸港出入蒸氣船吹笛規則

第一條 出船前及び入船投錨の時とも吹笛ハ一回に限るへし事

第二條 吹笛は壹分時間に不可過事

第三條 進航中合圖をみすの外不時吹笛不相成候事

○甲第三百三十七號 全 日

虎列刺病豫防の儀に付ては逐々相達置候趣も有之候處此項既に四方隣縣へ傳染且南都留郡谷村に發病の者有之蔓延の兆候相見之候お付ては各自嚴重豫防可致は勿論特に旅人宿運送營業者等に於ては左の通り施行可致此旨布達候事

一 旅人宿業に於ては兼て薰蒸室を設け置き管外の者及び管内と雖ども虎列刺流行地方より來泊此者は先づ其薰蒸室に入らえめ十分時間を限り蒸蒸法を施そり或ひは戶外に於て消毒藥を噴瀉去て後に宿泊せしむべし

但荷物中れ衣服其他れ品物をも來客を去り取出さえめ本文同様豫防消毒法を行ふべえ

一通運會社富士川運輸會社中馬會社其他物貨運送業の者に於ては荷物到着次第十分に蒸蒸或ひは噴瀉等の消毒法を行ひ然る後之を届先へ送るべえ

一 商用自用に抱はらず管外より輸入する諸物貨は着荷次第各荷室に於て荷物中の物品は悉く開封の上本項に準て消毒法を行ふべえ

消毒藥用法

一 薰蒸法

石炭酸水(病院及び分院并に消毒出張所にて拂下すべ
之)適宜に土鍋へ分け取り本炭の微火に上せ之と密室
に置死十分に其藥氣を發散せしむ此藥氣中に品物を
懸け置き或ひは臺に載せ置くこと十分時間なるべ
一噴瀉法

石炭酸水を霧吹或ひは細孔の如露に入色人休及び衣
物に瀉くべ之

○内務省 甲第拾壹號 八月十二日
大藏省 全二十一日

本年内務大藏兩省甲第六號布達第二回内國勸業博覽會諸
規則別冊の通り相定候條此旨布達候事

第二回(明治十四年)内國勸業博覽會規則

第一條

第二回内國勸業博覽會は明治十四年三月一日より六月三
十日まで東京上野公園内に於て開くべ之

第二條

會場は三月一日より四月十五日迄は午前第九時に開き午
後第四時に閉ぢ四月十六日より六月三十日迄は午前第八
時に開き午後第五時に閉べし

第三條

勸物館は五月一日より同月十五日迄開くべ之

第四條

内國所産の物品は天産人工を論せざるを出品せることを得べしと雖も明治十年の會に陳列せし物品を其儘再出するを許さず殊に人工物は明治十一年一月以後の製造品に限るべし尤も會場に於て腐敗すべき食物及び危険汚穢醜體等の物品は之を出すを禁ず

但現出品比較の爲め明治十年己前の品を添出とは妨
あまんと尤其添品は賣却するを許さず

第五條

外國品は一切人民より出品するを許さず尤現出品比較の

爲め添出とは妨なしと雖も其外國品は賣却するを許さ
ず

第六條

總て出品せんと欲する者は其地方廳へ願出許可と受べし
該廳に於ては第四條第五條に照準之を許可す甲號書式の
通り其出品概目録を作り明治十三年三月限り内國勸業博
覽會事務局へ差出すべし

第七條

出品陳列方は別冊區分目録の分類に據り毎類其割與する
場所に陳列すべし尤も場所は事務局に於て概目録に依

第七條の區分目録
の乙號書式は追て

爲め添出とは妨なしと雖も其外國品は賣却するを許さ
る

第六條

總て出品せんと欲する者は其地方廳へ願出許可と受べ
該廳に於ては第四條第五條に照準之を許可す甲號書式の
通り其出品概目録を作り明治十三年三月限り内國勸業博
覽會事務局に差出すべし

第七條

出品陳列方は別冊區分目録の分類に據り毎類其割與す
場所に陳列すべし尤も場所は事務局に於て概目録に依

第七條の區分目録及び第三十八條
の乙號書式は追て頒布すべき事

其廣狹を定め適宜に配與すべし

但割與したる場所と雖ども實際の都合により増減伸縮することあるべし

第八條

機械の運轉を示し爲めに蒸氣を要するものは事務局に於て其準備と爲す可きに付需用の馬力と明治十三年三月限り其地方廳を経て該局へ通知すべし

第九條

重量の物品に於て故らに基礎の結構を要す又は一器に付敷坪を要する者は其重量及び要用の地坪を第八條の期限

迄に同様通知すべし

第十條

物品を製造して器具の功用を示す若くは火氣を要する出品は亦第八條の期限迄に同様通知すべし

第十一條

出品之明治十三年十二月一日より會場に搬入するを許す十四年二月十日を以て限ると尤も動物は十四年四月二十五日より同月三十日迄に會場に送達せしむべし

第十二條

出品は明治十三年十二月一日より陳列を許す尤も十四年

二月二十八日を限り必ず其陳列を終るべし

第十三條

農産中蔬菜果物等生物の出品期限は追て頒布せる規則より従ふべし

第十四條

園藝中盆栽類は出品は二週間を限り開場中各種交換迄陳列せよ

第十五條

出品本目錄は各類より分ち追て頒布せる用紙に記載して二通を製し其地方廳に差出すべし該廳に於ては之を取纏め

明治十三年十月限り事務局へ差出すべし尤も出品番號は各出品人一類毎に一號より始むべし

第十六條

出品の總目錄は事務局より於て和英兩文と以て之を印刷發賣せよ

第十七條

明治十年の出品解説と異なるもの及び始めて本會に出品するものは其解説と差出すべし尤も書式は都て同年の式に倣ふべし其地方廳にて之れを取纏め十四年二月二十八日限り事務局に出すべし

但産額代價は明治十年より十三年迄年々の高或ひは十三年一ヶ年ハ總計高を掲ぐべし

第十八條

出品には毎品必ず品名工名産地及び出品主ハ住所姓名を記きたる和英對譯の小札を附くへ之尤も札紙は豫め出品主に頒與すへきに付和文は各自にて記載之英文は事務局にて記入せへ之

第十九條

列品中現品のみあて其性質功用等を知る能はざる者之其説明書を添ふへし且礦物藥品等にて分析を経たるものは

其分析表を附すへ之

第二十條

列品中賣品は成るべく其賣價を記載するを要す尤も不賣品は事務局より頒與する不賣の小札を附くへし

第二十一條

従前内外博覽會又は他の事由にて褒賞を得たる品には必之其褒詞の寫或ひは賞牌ハ模造を附せへし

第二十二條

列品は閉會まで出場を許さず因て賣買約定を爲す者には證書を渡せ置き閉會の後に至り其現品を交付せへ之尤出

品主は事務局より頒與する賣約濟の小札を其品に附置く可

但色澤形狀を損ずべきものは審査濟願に因り出場を許すべし

第二十三條

列品中酒類煙草調藥等販賣方成規ある物品は其出品人兼て該營業免許のものなれば別段請賣鑑札申請に及ばず場中に於て之を約賣するを得へし尤も烟草は賣渡れ節成規の印紙を貼用すべし
但未だ該營業免許を受ざる者も出品するを得べし

雖ども之を販賣せんと欲せし總て其成規に從ひ免許を受くべし

第二十四條

機械館所用の外各館内は火氣を禁ず

第二十五條

陳列物品は事務局に於て相當の保護をなすと雖ども萬一盜難火災風震等に罹り其他避くべからざる事故にて破損するときは該局其責に任せざるもれとす

第二十六條

出品の運送陳列飾箱鋪布等及び出品至又は代理人往返滯

在等の諸費は一切自辨なるへま

但有合の飾箱は事務局より貸與せし

第二十七條

出品は閉會後三十日限り場外へ搬出せへま

第二十八條

總て出品管理人の承諾を得るにあらざれば陳列の物品に觸るゝことを許さず

第二十九條

事務局の允可あければ場中を寫眞せるを許さき又出品管理人は承諾を経せして列品を寫寫するを許さず

第三十條

観客の場中に入る者は必き縦覽札を携ふへし尤一名一枚に限るものとし

但満五歳以下の小兒は縦覽札と要せず

第三十一條

縦覽札を分ちて四種とし

- 一 特別縦覽札 代價拾五錢
- 一 日曜日縦覽札 紅色 代價七錢
- 一 平日縦覽札 青色 代價三錢
- 一 土曜日縦覽札 白色

第三十二條

特別縦覧札の一枚を以て終始會場に入場するを得ると雖も他人に貸與するを許さず但入る毎に必ず之を門番に示すへ其他の縦覧札は入場の節門番に渡すべきものとす

第三十三條

縦覧札賣捌所は便宜の地に於て數ヶ所取設くべし

第三十四條

縦覧札を携ふる者と雖も狂疾或ひは酩酊者で見認るときは入場を許さず或ひは會場より立去らざることを

べし

第三十五條

出品主又の代理人に毎入門鑑札一枚を下附すべし且つ手傳備夫等入場の節は其都度申出により其時限り門鑑と渡すべし

但他人へ貸與するを許さず

第三十六條

出品中優等のものへは審査官の薦告に依り褒賞を與ふべし

第三十七條

出品に審査は明治十四年三月十五日より始め五月五日に
終り六月一日を以て褒賞授與の式を行ふべし

第三十八條

出品至は別紙乙號書式に準て審査を要すべき目的を記載
し明治十四年二月二十八日迄に事務局に出すべし

第三十九條

東京府区内に者を除き望に因りては賣物店の建設を許可
すべし

(朱)甲號

第二回明治十四年内國勸業博覽會出品概目録 (朱)用紙十三行官用野紙

何府縣

第何區第何類 (朱)每類別紙ニ記載スヘシ

何品類 何種 但容積

(朱)例は 礮石類 何種 但一塊何寸

皿類 何枚 但徑何尺

花瓶類 何對 (朱)長大の物品ナレハ上式ニ倣フヘシ

内 何對 高サ何尺 同何尺より何尺迄

何織物 何反 但幅何尺

諸表類 何個 但幅何程

何機械 何個 但容積

此他右に準すべし

米穀粉油等瓶詰物	何個	但斤入
生絲類	何把	但目何程迄
盆裁類	何個	但容積

第二回明治十内國勸業博覽會諸期限表

開會	同十四年三月三十日迄	出品主着京	十四年一月十五日限
動物	館同十四年五月一日より	動物は送達	十四年四月廿五日より同月三十日迄
蔬菜果物	期限は追て達とべき	出品の陳列	十三年十二月一日より十四年二月廿八日迄
盆裁	類毎二週間各種交換	出品解説同	二月廿八日限
毎日開場	三月一日より四月十五日迄午前第九時 三月十日迄午前第八時より午後第五時迄	審査請求目錄同	二月廿八日限
出品概目錄	十三年三月限	出品の審査	同十四年三月十五日より五月五日迄
蒸氣馬力の通知同	三月限	褒賞授與	十四年六月一日

布達之寫

重大出品の通知同	三月限	色澤形状を損 すべし出品	審査濟出場
器具の運用及び 火氣出品の通知	同	三月限	物品は搬出閉會後三十日限
出品本目錄	十三年十月限	賣物店	十四年三月一日より 同 七月十五日迄
賣店	願同	十月限	同店取拂 閉店後三十日限
出品の搬入	十三年十二月一日よ り十四年二月十日迄		

第二回(明治十四年)内國勸業博覽會地方官心得

第一條

去る明治十年の博覽會は本邦創始に舉なるを以て各地方物産の多寡品類の優劣を比較區別するを目的とあせし故

に其陳列法も管轄に依り之を區分せよと雖ども今般第二回の博覽會に於ては更其方法を改め各品の種類に因り之を分ちて一區に陳列し觀者を去て一目の下に精粗巧拙を比較せしめ且出品者各自の競争を促すべき旨趣なるにより凡該會に關する者は宜しく其意を得て各種物品の區分混淆せざる様整理あらんことを要す

第二條

本會の出品製造の爲め資本金を貸與せよ又縦覧札代及び出品目錄等の賣却代を出品人に配與せず

第三條

一社若くは人の出品にて其形質製方とも同一の物品は陳列の觀を損せざるに止り務めて冗過あからまじくべし

第四條

一村若くは一地方の所産にて同種れ物品は其村地の名を以て出品せまむるも妨あし

第五條

創製及び發見の物品又は性質不分明の礫石類等は勉めて出品せまむべし

第六條

需用の見込ありて其製法工夫等未だ完全あらざる物は成

る可く試製出品せしむべし

第七條

此會に於く一時の利益を得んことを謀り平常取扱はざる品と殊更に仕入れ出品賣却する等の心得違無之様篤と示論とべし

第八條

地方廳にて出品するとき鑛物木石等の見本並に開墾隄防建築造船等の工事に係るものは其主務の省局に照會し該省局にて出品すれば地方廳の出品を要せしむ

第九條

出品目録及び解説等を其地方廳に於て整理するときは物品は名稱方言其他製造川法等事實を明瞭ならまむる様注意して校正を加ふべし

第十條

出品者及び製造人へは成る可き丈本人の出京を勸め各地は出品を實際比較し本會の主旨に適せまむるを要す

第十一條

物品輸送の節列品賣品の區別を明かふま混雜せざる様注意して荷造をあさり殊に出品外箱區類分けの符號を差違なき様必を記載せまむべし

第十二條

賣店建築は數人合併するも妨か一尤も合併は管轄の異同と問はざるものとす

第二回(明治十四年)内國勸業博覽會出品者心得

第一條

去る明治十年の内國勸業博覽會は各府縣を以て區別したるをとも來る十四年は惣て物品の種類を以て區別したるは陶器は陶器の部漆器は漆器の部と定め各地の陶器漆器は各其部を陳列せしむると以て各品は優劣は一目えて分かり隨ひて評判の可否も著しく自己の榮辱業體の盛衰に

も關係することなれば精々其主旨を辨へ務めて無用の雜品を省き専ら實益に着眼し一層其進歩を顯はそ機心掛くべし

第二條

出品の陳列方は府縣分と違ひ場所の區別多き故出品種類れ分ち方一たび違ふと死は陳列の際に臨み錯亂えて引分け難く許多の不都合あるべし依りてはよくよく心を留めて區分目錄は種類分に照り合せ間違へざる様出品目錄を作るべし將陳列に取り掛りても位置は取り方飾附等隨ひて隙取るべし其積りあて早くより取掛らざるは必ず

意外又遲延する事あるべし故に精々手練て積送り且つ本人又は代理人等は十四年一月十五日迄に着京し期限迄(十四年二月二十八日)に必ず陳列を終るべし

第三條

出品解説は成る丈精細に書取るべく尤も十年の解説と相違なければ差出すに及ばざれども其以來格別の増減盛衰等ある者の其事項を書取出すべし否れば審査上にも差支べし殊に機械其外新に工夫たる者等にて親く其運轉効用を示さず其物品のみを陳列する類は説明書かければ觀客も其効用を知るに由なく折角の丹精も其詮あかるべ

之故に成る式説明書を添ふべし

第四條

凡て出品人製作人等は親く會場に來りて自他の物品を見較べざれば彼我れ優劣を知る能はせ又商業を弘むる便りともあらず詰り博覽會へ出したる功能あきに至るべし故に勉めても會場に來り觀る様にいふ之尤も隔遠の地にて容易又出府之難き向等は責めては共同業中申合せ一人たりとも來觀すれを必ず實益多かるべし

第五條

審査官と總て場中の出品を通覽之其精粗優劣を吟味之て

優等の物を見定むる者どそさきと出品主には各自に夫々の得意ありて其廉にて審査を受けんと思ふ所あるべしかかるどきに審査官にて其物品を見たるのみにては或ひは其目的の在る所を知るに及ばざるの憾あ之とせを依りて各自其審査を請はんと思ふ目的を審査請求目錄に記載して差出をべしされば審査官は殊に其廉に注意して審査をせよべし

第六條

各出品人より差出したる出品目錄は事務局に於て取纏め總目錄となり開會前に印刷するを以て差出方遅延すきを

右印刷に相漏を出品の効なかるべし殊に一たび目錄を出
したる後變換等ありては審査にも漏れ最不都合多かるべ
ま且つ出品に附する小札の品名も注意して目錄と相違せ
ざる様いたすべし

第七條

出品は荷造は區類を分ちて各別々にま其類に應じたる
左の符號を朱にて外箱に記すべま萬一都合ありて二類以
上を同ま箱に詰合せどきは其内重かる類は符號を附くべ
ま若まも此符號を誤るとまは他は區類と混合ま隙列の際
大なる困難を生まべきなり故によくよく注意とべし

第七條區類の符號は
追て頒布すべきこと

第二回(明治十四年)内國勸業博覽會賣店規則

本會に遠隔の地より出品せし品物販賣の便と計り賣店の
規則を設くる左の如ま

第一條

會場外に於て賣店建築の地區を設る無税にて貸し與ふべ

第二條

賣店の事務局の指圖を受々見苦まからざる様建築とべま

第三條

建築其他賣店に係る一切は入用は自費たるべま

第四條

賣品の必ず出品と同一の物に限るべし

第五條

賣店を取建んと思ふ者は所用の地坪家作等を取調べ繪圖を添へて明治十三年十月限り其地方廳を経て事務局へ願出べし

第六條

賣品中酒類煙草調藥等販賣方成規ある物品を總て其成規に隨ふべし但其店主兼て該營業免許の者なれば別段受賣鑑札申請に及ばずと雖も何營業免許人何某と記載せる

木製の看板を見易き場所に必ず揭示せし

第七條

一 週間毎に賣上げ金高を事務局に届出べし

第八條

賣店は本會開場當日より閉場後十五日迄開店を許す但店の後三十日限り取拂ふべし

○内務省甲第拾二號 八月十八日 全 三十日

本年四月より六月まで板權授與の書目並に板權返納等別冊に通り候條此旨布達候事

○甲第百三十八號 全三十日

今般致領布候内務省甲第十二號別冊板權書目の義は各郡役所へ頒布致置候條所管郡役所へ可承合此旨布達候事

○甲第百三十九號 全 日

虎列刺病逐々蔓延の勢に之て南都留郡谷村北都留郡大原村近傍に於て本月二十一日より二十七日に至る八日間に左の通り感染の者有之不容易病勢に付此際各自嚴重豫防
法注意可致此旨布達候事

八月廿一日發病

死亡

南都留郡谷村
清次郎妻
宮崎みつ

全 廿二日發病

死亡

全 常七妻 小池みき
全 酒井梅平方寄留 大村力藏
全 禾生村 才三郎長男 長田鶴吉
全 德平長男 中村仙之助
全 庄平長男 安田好策
全 彦兵衛次男

死亡

小林庄次郎

死亡

全 板倉七左衛門

死亡
二十
六日

全 寶村
勝芳父
山口九右衛門

全 二十四日發病

死亡

全 盛里村
小幡紋左衛門

全 谷村
警察署詰巡查
玉屋直明

全 禾生村
幸平娘
平井とね

全 二十五日發病

死亡

全 禾生村
伴次郎二女
志村ひら

死亡

全 治右衛門長男
長田政吉

死亡

全 庄平母
上野やす

死亡
二十
七日

全 貞長男
谷内大助

死亡二十
六日

全

折三郎妻
井上さよ

全

久八長男
龜田宗市

全

久平長男
志村千太郎

全

盛里村
治兵衛母
野武みち

全

寶村
次郎七妻
小俣むめ

全

谷村
松三郎妻
遠藤さう

死亡

全 二十六日發病

全

三吉村
綿屋さの

全

禾生村
清七父
關口秀三郎

死亡

全

傳兵衛父
渡邊彦三郎

全

志村義十郎

全

谷村
清右衛門娘
川上つる

死亡二十
七日

全

茂右衛門母

全 二十七日發病

安藤さた

全 禾生村

久右衛門長男
内藤澤吉

全

治平母
奈良すみ

全

梶原清藏

全

要七妻
大野さう

全

義十郎妻
志村おき

全

龜藏長男

死亡

死亡

死亡

全

兵藤年秋

全

星野九か
清藏妹
井上ひろ

全

彦兵衛男
小林定平

全

彌三郎妻
中村とり

全

桂村
龜七三男
石文七

全人弟
越石仙吉

全 廿五日發病

全 廿六日發病

北都留郡廣里村

宗兵衛妻

佐藤 いよ

全大原村

山村城安方滯留八清悦妻

鈴木 ちよ

全大原村

城安妻

山本 ふ玄

全 二十七日發病

全廣里村

永澤庄左衛門雇人

榮吉

全富濱村

龜治郎養祖父

杉本金兵衛

全

瀧三郎妻

山田 ふゆ

○乙第九十七號 全十四日

郡町村役所

今般相摸伊豆國界測量として駿東郡小山村へ出張相成候
内務四等属三浦省吾儀歸京に付同所出張内務八等属清水
盛道地理局御雇八木橋則正より該事件に付直に協議及び
候義可有之に付該事差支無之様可致此旨相達候事

○乙第九十八號 全十六日

郡町村役所

本縣下大藏省爲替方の儀第十國立銀行へ下命相成候條爲
心得此旨相達候事

○乙第九十九號 全廿二日

郡町村役所

國税金領收順序に依り戸長より爲換方へ内預けをなせ其金額完結し際乙切符の裏面へ最前内預りの金員及び月日と記載せ而て表面に金額へ預り人の證印を捺せ且税金及び税外收入其他諸返納金等爲換方へ相預け候節紙税切符表面へ於爲換方番號記載爲致候旨大藏省より達有之候條爲心得此旨相達候事

○乙第百號 全廿七日

郡町村役所

山林原野地租改正の儀過般請願の租額に據り其第へ及上申候處明治九年より舊税法相廢之新税施行許可相成候間規則の通り收税可致此旨相達候事

○乙第百壹號 全三十日

郡役所

演劇の儀に付ては豫て舊教部省より達の趣も有之ふ付與行願出候節は明治十一年甲第七拾九號布達諸興行取締規則第四條の通り仕組書差出させ篤と調査の上其淫風醜休れものにて之て風俗と敗と倫理を紊る事柄の如きは許可すべからせ其他諸興行中不具癡疾の者を見せ物に出す等人

情忍ぶべからざるもの及陰幽奇怪の講談等と同様許可すべからせ此旨相達候事

但遊藝營業の者手品等の外町村を徘徊一人の門戸に立ち該業を賣り金銭と乞ふ儀は不相成候條豫て該營業の者へ達し置くべし

山梨縣衛生報告第七號

明治十二年八月廿二日發行

雜報

○醫術未開世には無言診察を無きたる醫もありし由
是等の流弊にや干今も醫師は病者を一診すれば如何

る疾病も直ちに看定めて分明なるもの様に病家は思ひ
絶て容体を告げざる者多し或は醫師懇々容体を問へば却
て拙き様心得る輩もあきども抑も容体を問ふは診法望聞
問切れ一に去て殊に醫家の重なる所なり夫れ眠食如何二
便如何痛苦如何經水如何の類告げざるは醫師察すること
能は老故に病人は言ふまでも無く看護人は別して能く注
意し病初よりの容体は勿論其患者の平日の様子まで追想
去て一々醫師に告ぐへ去是に於て乎醫師輒く病因のある
所を了解して治を誤らず譬へば此に一患兒の瘡を患ふる
者あらんに醫偶々熱發期に初診去て熱性は何たるやを診

断一難きに方て看護人れ此の兒隔日毎に斯く熱發するれ
 狀を告ぐれば醫は瘡あることを察まて治法を誤らざるが
 如ま醫師は斯の如く病家の云へる所(問診)と他の診法望聞
 切をを参考して何病あるとを診断する者なきば假令ひ告
 げざるも懇々問ふを以て法とすれば誤診はなき理なれど
 も素人も兼て此事と心得置き若ま病ある時は醫の問に先
 て肝要の箇條を一通り述べ容休を醫に告ぐると以て診を
 乞ふ法と心得べし
 ○或る人劇まき眼病を患ひたり其病因は其人兼て淋病を
 患ひ居たりまに其膿汁に染みたる不潔の手指にて眼を摩

措せまあり是れ所謂淋毒眼にて醫家化ては珍まからぬこ
 となれとも世人或は此理を知らせ困て喩そ淋病の患者は
 決して其不潔れ手指にて眼を措ると勿き因に云ふ眼
 の人眼病に罹りたる時尿を掬まて眼を洗ふの弊ある由ま
 聞き及べり抑も人れ尿中に種々の毒物を含有せると以
 て此等れ毒物を以て眼中に灌入するは極めて危き仕業ま
 きは人能く深く戒めて忘るべからず又淋病を患ふる者の
 病初未だ燠衝の劇まき時に妄に(バルサム)を求めく服一罌
 丸炎、尿道炎等を誘發し困難と極むる者を屢々目撃せり是
 れ皆(バルサム)の誤用に出づ太だ恐るべきとなり凡そ稍

劇性の藥劑は醫に識らずえて用ふるを禁す又淋病を梅毒
と心得へて私かに梅毒の買藥を服する者もある由なれ
ども特に投功あく却て害多し況や淋病と梅毒とは療法も
亦自ら別あるものあるをや

明治十二年十月

山梨縣甲府常盤町四番地
又新主
傍訓出版人 内藤傳右衛門

(定價金拾五錢)

東 京 圖 書 館

二 五 函

門

新

三 架

部

十

號

類

二